

00009

鳥取縣公報

農地委員選舉告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第二十一號

農地調整法施行令の一部を改正する政令（昭和二十四年六月政令第二百二十四号）附則第二項の規定により昭和二十四年九月二十日鳥取縣農地委員会委員の総選挙を行う。

昭和二十四年八月二十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

昭和二十四年八月二十一日
鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

本書ノ大ハ國定規格A5判

選舉區	選舉區		開票區		投票區		區域
	第一	第二	第一	第二	第一	第二	
第一選舉區	第三同	第三同	第三同	氣高郡	鳥取市、岩美郡	第一号	農地調整法第十五條の二第三項各号の區域
第二選舉區	第一同	第二同	第一同	八頭郡	東伯郡	第二号	農地調整法第十五條の二第三項各号の區域
第三選舉區	第二同	第三同	第一同	米子市、西伯郡	日野郡	第三号	農地調整法第十五條の二第三項各号の區域

選舉區	選舉區		開票區		投票區		農地調整法第十五條の二第三項各号の區域
	第一	第二	第一	第二	第一	第二	
第一選舉區	第三同	第三同	第三同	氣高郡	鳥取市、岩美郡	第一号	農地調整法第十五條の二第三項各号の區域
第二選舉區	第一同	第二同	第一同	八頭郡	東伯郡	第二号	農地調整法第十五條の二第三項各号の區域
第三選舉區	第二同	第三同	第一同	米子市、西伯郡	日野郡	第三号	農地調整法第十五條の二第三項各号の區域

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第二十二號
農地調整法第十五條、第十二第二項、同法第十五條の五第一項及び第十五條の十六第一項の規定により鳥取縣農地委員會委員の選挙における選挙区、投票区及び開票区並びに選挙すべき委員の定数を次のとおり定める。

農地委員會委員の選挙における選挙区、投票区及び開票区並びに選挙すべき委員の定数を次のとおり定める。

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第二十三號

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の

選舉について選舉長、開票管理者、投票管理者及びこれらの者に事故があるとき、又は欠けたときその職務を代理すべき者を本日付で次のとおり選任した。

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

昭和二十四年八月二十一日 (第三種郵便物認可) 二

選舉區名	投票區名	職名	住所	氏名
第一選舉區	第一開票區	選舉長、投票管理者 開票管理者	鳥取市西品治町一四三番地ノ一	山根誠四郎
	第二開票區	投票管理者 右職務代理人	八頭郡河原町大字袋河原四九番地	荻原正
	第三開票區	投票管理者 右職務代理人	岩美郡米里村東大路一三八番地	秋本重治
第二選舉區	第一開票區	選舉長、投票管理者 開票管理者	同郡八上村大字曳田五九五番地	田中万壽太
	第二開票區	投票管理者 右職務代理人	日野郡瀧口町大字谷川八五五番地	前田義美
	第三開票區	投票管理者 右職務代理人	氣高郡神戸村大字下砂見一二二番地	篠田伊三郎
第三選舉區	第一開票區	選舉長、投票管理者 開票管理者	東伯郡下中山村大字下甲三二六番地	高見令造
	第二開票區	投票管理者 右職務代理人	同郡淺津村大字上淺津三三九番地	沢末春
	第三開票區	投票管理者 右職務代理人	同郡小鴨村大字富海五六六番地	前田武之丞
		投票管理者 右職務代理人	日野郡日野村大字津地二六九ノ一番地	山田芳美
		投票管理者 右職務代理人	同郡黒坂町大字下黒坂五〇六番地	梅林壽次

00011

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第二十四号
農地調整法施行令第三十二條において準用する地方自治法施行令第三十六條第三十九條乃至第四十一條第四十三條の規定により、鳥取縣農地委員會委員の選舉につき特別投票を取扱う選舉管理委員會を次のように指定した。

昭和二十四年八月二十一日
鳥取縣選舉管理委員長 上根政幸

鳥取縣農地委員會委員選舉人名簿の調製、縦覽、異議の決定及び確定に關する期日及び期間並びに縦覽の場所を次のように定める。

昭和二十四年八月二十一日

鳥取縣選舉管理委員長 上根政幸

選舉人名簿調製の期日 昭和二十四年八月二十九日
同 同

縦 覧 期 間 昭和二十四年八月三十一日から

ら同年九月五日まで五日間毎日執務時間中

異 議 の 決 定 日 昭和二十四年九月十六日
選舉人名簿の確定日 昭和二十四年九月十六日

選舉人名簿縦覽の場所 いて当該投票区に在る地方事務所

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第二十五号
農地調整法第十五條の十四第一項の規定により調製する

昭和二十四年八月二十一日 (第三種郵便物認可) 三

00012

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第二十六号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の選舉に用ひる投票用紙の様式を次のとおり定める。

昭和二十四年八月二十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

様式

表

備考 農地調整法第十五條の十七において準用する同法第五條の二第三項各号の色分けは次のとおりとする。

第一号	赤色
第二号	青色
第三号	白色

彙報

鳥取縣農地委員會委員選舉投票
鳥取縣選舉管理委員會印

裏

○注

意

一、候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二、候補者でない者の氏名は、書かないこと。

や
う
ほ
し
候
者
め
の
氏
の

昭和二十四年八月二十一日 刷行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五
第三種郵便物認可)

印 刷 所 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の選舉において、特別投票の事務取扱場所が次のように定められた。

第一選挙区	第一投票区 (岩美郡、鳥取市) 鳥取市役所	第二同 (八頭郡) 賀茂村役場
第二選挙区	第一投票区 (西伯郡、米子市) 米子市役所	第三同 (氣高郡) 浜村町役場
第三同	(東伯郡) 倉吉町役場	(日野郡) 根雨町役場